

指定期	厚生労働省労働基準局 監督課長 厚生労働省職業安定局 需給調整事業課長 ④・監視課
	平成 18 年 9 月 22 日から 平成 28 年 9 月 21 日まで

基監発第 0922001 号
職需発第 0922001 号
平成 18 年 9 月 22 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局監 督 課 長
厚生労働省職業安定局需給調整事業課長

○ 偽装請負の解消に向けた当面の取組に係る留意事項について

標記については、平成 18 年 9 月 4 日付け基発第 0904001 号、職発第 0904001 号「偽装請負の解消に向けた当面の取組について」（以下「局長通達」という。）により指示されたところであるが、その実施に当たっては、下記に留意の上、その適切な実施に遺漏なきを期されたい。

記

1 周知啓発等の実施について（局長通達記の 1 関係）

○ (1) 集団指導の実施

ア 請負事業主及び発注者に対する集団指導

請負事業主及び発注者への集団指導については、職業安定部又は需給調整事業部の需給調整事業担当課室（以下「需給担当課」という。）において開催事務を行うものとし、労働基準法、労働安全衛生法等に係る措置義務等については、労働基準部において関係課の連携の下、必要な説明等を行うものとする。

イ 一般の事業主に対する集団指導

上記アの集団指導以外の労働基準部関係課において実施する一般の事業主を対象とする各般の集団指導の場においては、
 ■■■■■ 必要に応じ、偽装請負の問題も取り上げることとし、労働者派遣法等については、需給担当課から、必要な説明等を行うものとする。

○ (2) 周知広報の実施

プロックごとに実施する周知広報、集団指導の積極的な実施等の周知啓発につい

ては、[REDACTED] その実施事務は需給担当課で取り扱うものとする。

2 相互情報提供事案への対応について（局長通達記の 2 関係）

(1) 相互情報提供の方法

ア 労働基準監督署は、昭和 62 年 8 月 18 日付け基発第 494 号「労働者派遣法（第 3 章第 4 節関係）に係る監督指導について」別添 2 のチェックリストに「情報提供」又は「照会」の違い、[REDACTED] を付記し（別紙 1）、労働基準部監督課（以下「監督課」という。）を経由し需給担当課へ情報提供を行うものとする。

イ 偽装請負には労働者派遣法第 3 章第 4 節が適用されることとなるが、請負契約の形態を取っていることから労働安全衛生法等に違反する疑いが強いいため、需給担当課は、平成 12 年 8 月 30 日付け基発第 543 号、職発第 558 号「都道府県労働局における労働基準行政と職業安定行政との連携について」（以下「連携局長通達」という。）により、監督課へ情報提供を行うものとする。当該情報提供を行うに当たっての様式については、平成 12 年 11 月 1 日付け基監発第 50 号、雇保発第 25 号、業調発第 98 号、外雇発第 11 号、建港発第 15 号、需調発第 28 号、農雇発 8 号「都道府県労働局における労働基準行政と職業安定行政との連携に当たって留意すべき事項について」（以下「連携課長内かん」という。）に定める様式によらず、別紙 2 によるものとする。

(2) 効果的な監督指導の実施

相互情報提供により把握した事案については、[REDACTED] 時機を失すことなく監督指導を実施することとする。

情報提供後の監督指導実施結果については、四半期毎にそれぞれ情報提供元に回報するものとする。

需給担当課は、局長通達記の 2 の（1）の後段による照会があった事案について、

[REDACTED] とする。

3 共同監督の実施について（局長通達記の 3 関係）

(1) 計画的な取組及び効果的な実施

職業安定行政と労働基準行政が計画的に共同で行う監督指導を実施するため、あらかじめ、対象事業場及び実施時期を定めておくこと。

周知広報期間にも留意し、効果的な監督指導を実施すること。

(2) [REDACTED]

(3) 対象事業場の選定

上記（1）の対象事業場の選定は、[REDACTED]

需給担当課が対象候補事業場リストを作成し、監督課と

協議の上、決定すること。

4. [REDACTED] 重篤な労働災害を発生させた事業
主等に対する厳格な対応

労働基準行政において、[REDACTED] 重篤な労働災害について労働者派遣法の特例に
係る労働安全衛生法違反等を把握した場合には、労働基準部関係課と需給担当課の間
で、労働局としての厳格な対応に係る方針の調整を図ることとする。

5 その他

偽装請負の解消に向けた労働基準行政及び職業安定行政の連携に当たっては、上記
のほか、連携局長通達及び連携課長内かんによること。

※ 該当する方を○で囲むこと

情報提供・照会

労働者派遣事業と請負により行われる事業との区分に係るチェックリスト

偽装請負適正化に係る是正指導状況

発注者 (派遣先)	事業所名		所在地	電話 ()
	是正指導書の交付	あり・なし	違反条項	
			備考	
請負事業者 (派遣元)	事業所名		所在地	電話 ()
	是正指導書の交付	あり・なし	違反条項	
			備考	
請負事業者 (派遣元)	事業所名		所在地	電話 ()
	是正指導書の交付	あり・なし	違反条項	
			備考	
請負事業者 (派遣元)	事業所名		所在地	電話 ()
	是正指導書の交付	あり・なし	違反条項	
			備考	
請負事業者 (派遣元)	事業所名		所在地	電話 ()
	是正指導書の交付	あり・なし	違反条項	
			備考	
請負事業者 (派遣元)	事業所名		所在地	電話 ()
	是正指導書の交付	あり・なし	違反条項	
			備考	
請負事業者 (派遣元)	事業所名		所在地	電話 ()
	是正指導書の交付	あり・なし	違反条項	
			備考	

注1) [REDACTED]

注2) [REDACTED]